

令和 5 年 4 月 1 日

部活動の活動方針（改定版）

柏市教育委員会
柏市立柏高等学校長

1 活動方針について

市立柏高校の部活動の実施においては、次の基本的考え方に基づき実施するものとし、この基本的考え方を広く内外に周知し、生徒、保護者、教職員等に理解を求め、学校を挙げて推進するものとする。

- (1) スポーツ庁、文化庁、千葉県教育委員会のガイドラインの考え方をできる限り踏まえた内容とする。
- (2) その上で、ガイドラインに示されている「中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。」との考えをどのように具現化すべきかを検討する。
- (3) 部活動の長時間練習を見直し、適切な活動時間及び休養日の設定により、生徒の心身の健康及び高校生としてのバランスのとれた生活を実現し、もって生徒の心身の充実を図ることを目指す。
- (4) 生徒の心身の健全な発達を守りながら、本校の特色である部活動を維持し、生徒・保護者・地域からの期待にも応えていく。
- (5) 国等が高等学校を対象とした新ガイドラインを策定した場合は、その内容に沿ってこの活動方針を見直すものとする。
- (6) 適度な休養が練習の質を向上させることを生徒に教え、教職員もそのための指導スキル向上に取り組む。

2 部活動の教育的意義

学校教育活動として行う部活動は、本校の教育活動における重要な柱の 1 つであり、大きな特色を担うものである。

- (1) スポーツや文化活動などに興味・関心をもつ同好の生徒たちが、教員等の支援・指導の下に自発的・自主的な活動をとおして、より専門性の高い水準の技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜び、達成感を味わいながら自己実現を果たす 1 つの機会となる。
- (2) 活動をとおして、生徒の自主性、協働する姿勢、コミュニケーション能力を育成し、総合的な人間力の向上及び人間形成を支援する。
- (3) 生徒の学校生活に豊かさと充実をもたらす。

3 活動の基本方針

科学的なトレーニング方法や合理的かつ効率的・効果的な指導方法を研究する。そのうえで、それぞれの部活動の実態に応じて、試合・発表期とオフシーズンの活動方法を工夫する。適切な目標とその計画を立て、年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒・保護者に公表する。

(1) 適切な指導

ア 発達段階の個人差や成長期における体と心の状態等に配慮した指導を行う。

イ 練習効果を高めるためには、休養を適切にとることが必要であることや過度の練習はスポーツ障害等、様々なリスクを高めることなどを生徒にも正しく理解させる。

ウ 生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うため、生徒の実態把握に努め、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けられるよう留意する。

エ 部活動は教育活動の一環であることから、体罰はもちろんのこと、生徒の人格を傷つける言動やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントが絶対にならない指導を行う。

(2) 適切な活動時間

ア 活動内容、活動時間や休養日の設定を含めた活動計画については、生徒が主体的に参画できるよう配慮する。

イ 課業日は原則3時間以内とし、特別な場合を除き延長はしない。

ウ 週休日及び休日（長期休業期間を含む、以下「週休日等」）は6時間以内とする（この時間には昼休み時間や遠征等の移動時間は含まない）。ただし、特別な事由がある場合は、事前に校長の許可を得て、8時間を上限に延長することを認める。なお、特別な事由による延長は、年間で80日以内とする。

エ 活動終了（解散）後、1時間以内に下校する。

オ 休養日は毎週平日で1日以上、週休日においては月に2日以上を確保する。ただし、大会等の時期により休養日が設けられない場合は、大会等の後8週以内で代替の休養日を設ける。

カ 長期休業中は3日以上連続した休養日が設けられるよう留意する。

キ オ及びカを含めて年間で合計100日以上休養日を設ける（試験期間中の休みを含む）。

(3) 自主練習等

ア 朝の自主練習は顧問の監督の下、1時間以内とする（7時以降に練習開始）。

イ 放課後練習が終了した後の自主練習は原則として行わない。

ウ イについて、大会前などにおいて個々の生徒が技能向上等を図るため自ら練習を申し出る生徒がいる場合、部の顧問はその必要性や前後の練習時間等

を考慮して必要であると判断する場合においては、校長の承認を得て、顧問の監督下で必要最小限度の範囲内で行うものとし、1時間以内とする。

エ 顧問や校長は自主練習が単に練習時間の延長と同様にならないよう適切に管理するものとする。

オ 校内での活動であるため、顧問が対応できない場合は認めない。

カ 特別な場合により活動時間の延長があった場合は、その後の自主練習は認めない。

(4) 事故防止

活動内容や環境整備に注意し、事故防止に努めるとともに、校内の緊急対応体制を整え、安全で安心な部活動を推進する。

ア 生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるよう留意する。その際、体調等が優れない場合は、顧問に申告できる雰囲気づくりを確立する。

イ 生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにする。

ウ 部員同士、特に上級生と下級生において健全で良好な人間関係が確立されるよう、適切に観察及び指導助言を行う。

エ けが人や病人、不測の事態に備え、校内の緊急対応体制を整えておく。

オ 高温環境下となる夏の屋外、気温・湿度の高い体育館・教室等における活動の際には、こまめに水分および塩分を補給させ、休憩するなどの熱中症への対策を確実に行う。

カ 屋外での活動にあたっては、気象変化に注意し、雷鳴時には屋内に避難させるなど、落雷などによる事故を防ぐ。

キ 施設や設備の点検を月に1度以上行うだけでなく、日常的な安全点検に努める。

4 その他の確認事項

(1) 定期試験1週間前及び定期試験期間中の部活動について

ア この間の部活動は行わない。

イ コンディション維持のための活動が必要な場合は、校長に許可を得た上で、1時間以内の活動を認める。

※ イに該当する活動を行う場合でも、生徒の自発的な学習及び教科等が主催する補講、補習への参加を優先させる。

(2) 校内合宿について

各団体における校内合宿については、原則として1回につき3泊4日以内とする。また、年間20泊以内とする。(6時間を超えて練習する場合は、特別の場合の練習時間に算入。)

(3) 大会参加・遠征について

ア 大会区分について

- ①公式大会： 高体連・高文連・高野連・高吹連及び中央競技団体等が主催する大会
- ②冠大会： 公式大会に準ずる、市費の補助対象となる大会
- ③その他大会： 上記に該当しない大会

イ 大会参加許可について

- ①公式大会・冠大会・その他大会の参加については、大会・行事参加許可願および参加生徒名簿を教頭に提出する（起案）。
- ②宿泊を伴う場合は、予算書・計画書・保護者宛文書を添付して教頭へ提出する（起案）。
- ③宿泊を伴う場合は、大会終了後、保護者宛会計報告を教頭へ提出する（起案）。

ウ 宿泊を伴う公式大会での公欠について

- ①授業を優先とし、早くとも授業終了後からの公欠とする。
- ②遠方までの移動等の理由でやむを得ず、授業を公欠する場合には、教頭と協議の上、校長の許可を得る。当該部活動顧問は職員朝会において、その旨を事前に連絡する。

エ 遠征合宿規定について

①場所

原則として、関東圏内とする。関東圏外で実施する場合は、申込等以前に管理職と相談し、許可を受けた後に手続きに入ることとする。

②泊数

保護者の負担軽減、出張旅費削減のため、原則として1回につき3泊4日以内とする。また、年間15泊までとする。（校内合宿の年間泊数に含める）

オ 遠征合宿許可手続き

- ①大会・行事参加許可願、予算書、計画書、参加生徒名簿、保護者宛文書を提出する（起案）。→校長決裁

ただし、審議が必要と認めた場合は部活動統轄委員会に図るものとする。

- ②終了後、保護者宛会計報告を教頭へ提出する（起案）。→校長決裁

カ 泊を伴う大会参加の扱いについて

- ①公式大会への泊を伴う参加については、事前に校長の承認を得る。
- ②公式大会への泊を伴う参加については、遠征合宿の泊数に含めない。
- ③公式大会に該当しない大会への泊を伴う参加については、遠征合宿の泊数に含める。

(4) 保護者との連携及び会計等について

ア 部活動保護者会・部活動後援会について

部活動の保護者会・後援会の運営に当たっては、以下の点に留意する。

①会員・組織

(ア) 保護者会会員は、現部員の保護者とする。

(イ) 後援会は、学校外で部活動に賛同する個人または法人とする。

②会計等

部活動の保護者会・後援会の会計についても、保護者の会計係を設け、会費等の管理・会計報告等において、不透明にならないよう顧問として確認・把握する。

イ 部費について（部活動保護者会・部活動後援会は除く）

①部費の運用を可視化するため、年度会計報告、大会・行事（遠征合宿を含む）会計報告を起案して提出する（起案）。

②年度会計報告は、次年度４月に起案し提出する。大会・行事会計報告は、終了後速やかに起案して提出する（起案）。

③様式は任意とし、保護者宛文書をもって代えることができる。

④その他部活動会計の事務処理については、「柏市立柏高等学校私費会計取扱要領」による。

5 その他

（１）「本校を志望する中学生等への説明」について

本校への志願を検討している中学生や保護者等に対し、本校の部活動について説明する際には、それが受検の可否にかかわるようなものと相手に捉えられたり、誤解を与えたりするような言動は絶対に慎む。

（２）物品の購入や大会への参加費の徴収など金銭に関わることについては、校長名による文書により保護者に配布・説明する。部統一物品（バッグ・ジャージ・ユニフォーム等）について購入する際、疑義を生じないように業者との関わりを適切に行う。また、保護者負担軽減への配慮を行う。

（３）部保護者会・部後援会の運営にあたっては、保護者や地域との意思疎通を得ることにより、指導の効果を高めるものとする。

（４）苦情について

保護者からの苦情・相談に対しては、速やかに誠意をもって対応する。適切な初期対応が、事態を悪化させないことにつながる。また、管理職への報告を必ず行う。

（５）地域との連携を深め、「地域に貢献し、地域に愛される学校」を目指す。